

## ミライノ カードMyJチェック利用者規定

### 第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および住信SBIネット銀行株式会社（以下「カード発行会社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJ チェック」を利用する場合の条件等を定めるものである。

### 第2条（定義）

「MyJ チェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」という）の送付を受けている場合において、一定の条件を満たすことにより、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。

### 第3条（対象会員）

1. 本サービスを利用できる者は、JCBおよびカード発行会社（以下併せて「両社」という）が定めるものとする。
2. MyJCB 利用登録者を対象とする。

### 第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとする。

### 第5条（ご利用代金明細書等の通知）

1. カード発行会社は、両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJ チェック利用者」という）に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとする。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0 以上とする。
2. 前項にかかわらず、当面の間、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者は、カード発行会社がご利用代金明細書をMyJ チェック利用者に送付することを承諾する。
  - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
  - (2) コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合
  - (3) その他カード発行会社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合
3. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に問い合わせすることにより確認することができる。
4. カード発行会社は、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定

通知」という)を、MyJ チェック利用者が申請したE メールアドレス宛に毎月送信するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとする。

- (1) 確定通知が正しく受信されないことがあった場合
- (2) 本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合
- (3) その他カード発行会社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合
- (4) 確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合
5. カード発行会社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とする。ただし、MyJ チェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとする。
6. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請したE メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとする。確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとする。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限る。

## 第6条 (本サービスの提供終了)

両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとする。

- (1) 本規定のいずれかに違反した場合
- (2) その他カード発行会社がMyJ チェック利用者として不適当と判断した場合
- (3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合。ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではない。

## 第7条 (終了・中止・変更)

1. 両社は、通知ならびに公表のうえ、一定期間経過後に、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとする。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがある。

## 第8条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

## 第9条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、カード発行会社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。